

財務省(関係府省庁における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ② 「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の 効率化等)	根拠法令等 (支障の原因と なっている規定 等)	制度の所管 ・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉	
	区分	分野													追加団体名	支障事例
353	B	地方に対する規制緩和	B2 農業・農地	○	×	○	間接補助事業を設置する際の地方自治体の事務負担の軽減	国においては、新たな重点対応課題等に速やかに対応するために、各年度末の補正予算を措置し新たな施策を展開しているところ。 補正予算で措置される事業の中には「スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業」等の間接補助事業が含まれている。 このように新たな間接補助事業が設置される場合、事業の概要説明会等を経て事業の内容が明らかになるが、事業内容が明らかになり、要望調査を経てようやく事業件数が明らかになる不透明な状況で、都道府県や市町村においては、既存の組織・人員体制で、補助金の公募や計画審査、当該事業予算の各自治体における予算化等、相当量の事務が発生することとなる。 そのため、新たな間接補助事業を設置する際は、以下のようなスキームを組むことで地方自治体の労力を適正化することを求めたい。 ＜例＞ ①補正予算財源を元に基金として一本化し、翌年度以降で、地方自治体の予算化や人員配置等を組み込める計画的な執行を行う。 ②新たな間接補助事業についても、既存事業のメニューとして設計することで、新たな事業への対応事務を軽減する。ただし、事業の複雑化を避けるため、交付手続は共通化する。 ③初年度の事業執行は国直接執行のみとし、次年度以降、間接補助事業として地方自治体を経由する。 また、これらの間接補助事業については、地方自治体で事務に対応する職員の人件費が手当てされておらず、また、現状では仮に予算配分があっても人員配置は困難であることから、間接補助事業を設置することで地方自治体に生じる事務負担については十分に考慮していただきたい。	国は予算成立後、早々に事業公募を開始するが、地方自治体においてはそこからさらに予算化や事業執行準備に時間を要することから、地方自治体ごとに事業対応時期に遅れや対応不能な場合が生じる。	地方自治体における事務労力の分散化や軽減が図れる。事業を利用する補助事業者が速やかに事業を利用できる。		財務省、農林水産省	鹿児島県、福島県、全国知事会		徳島市、宮城県、九州地方知事会	